

テレワークセンターあざみ野利用規約

テレワークセンターあざみ野(神奈川県横浜市青葉区あざみ野1-1-3)を管理、運営する社団法人日本テレワーク協会(以下「協会」といいます)は、テレワークセンターあざみ野の利用規約を以下の通り定めます。

第1条(定義)

1. テレワークセンターあざみ野とは、国土交通省の平成20年度テレワークセンター実証実験事業のために設置され、協会が管理、運営する施設をいいます。
2. 利用者とはテレワークセンター実証実験への参加が認められている企業等の従業員で、テレワークセンターあざみ野を利用する者をいいます。

第2条(利用案内等の遵守)

1. 利用者は本規約及び別途協会が定めるテレワークセンターあざみ野に関する「利用案内」等の諸規定を遵守するものとします。
2. 利用者はテレワークセンターあざみ野を執務目的のみに利用できます。
3. 利用にあたっては、受付にて本人確認のため、社員証などの身分証明書を提示頂くことがあります。

第3条(禁止行為)

利用者はテレワークセンターあざみ野の利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 喧騒行為
- (2) 食事・飲酒・喫煙
- (3) テレワークセンターのあざみ野建物、設備、機器等を損壊等する行為
- (4) 他の利用者、又は第三者に不利益、あるいは損害を与える行為
- (5) 公序良俗に反する行為、その他法令に違反する行為(それらの恐れのある行為を含む)
- (6) クローズドワークスペース及び会議スペース以外での電話
- (7) その他、協会が不適切と認めた行為

第4条(利用者および企業等の責任)

1. 利用者にはテレワークセンターあざみ野の利用に関するアンケート調査等に協力頂きます。
2. 参加企業等には、テレワークセンター利用に関するヒアリング調査等に協力頂きます。
3. 第3条に定める行為等によりテレワークセンターの利用に関連して協会又は第三者に損害を与えた場合、利用者もしくは企業等はその損害を賠償するものとします。

第5条(協会の免責事項)

協会は次のような事由によって生じる損害につき一切の責任を負わないものとします。

- (1) 通信回線障害・備付機器・貸出機器の故障等
- (2) 清掃・保守・修理等による休止
- (3) 他の利用者の利用により満席となった場合
- (4) 天変地異、交通障害、その他、協会の責によらない理由によりサービスの提供が不可能な場合

以上